

# 近世金沢平野地域の野獣害

—特にニホンオオカミについて—

千葉 徳 爾

- I. 近世金沢平野地域の野生鳥獣が農作物に及ぼした被害の概観
- II. 近世記録にみる野獣記事の周期性
- III. 白山麓地域におけるニホンオオカミ
  - (1) その被害
  - (2) その生態
- IV. 今後の課題とその研究法

## 1. 近世金沢平野地域の野生鳥獣が農作物に及ぼした被害の概観

使用した資料<sup>1)</sup>に含まれる近世(1600~1875)の期間を通じて、日本列島住民の生活は、農耕を基礎とする経済活動に支えられてきた。したがって農業活動に被害を与える鳥獣類については、住民・支配者ともに大きな関心があり、相対的にそれらの活動についての記録は少なくないと考えられる。たとえば塚本学が指摘するように<sup>2)</sup>、当時の農業専門家ともいべき老農の著作類、いわゆる農書の中には、野生鳥獣による農作物の被害について、いくつかの項目が挙げられている。これを引用したのが表1である。ここに挙げた全国15種の引用農書のうち、加賀・能登の2国にわたる前田藩領については、3種の農書にこの地域の野生鳥獣とその被害とが記述されている。

しかしながら、これらに記されている野生鳥獣は、当然ではあるが被害の著しいもののみが記載されていると考えられる。たとえば『耕稼春秋』は有名な農書ではあるが、加賀地方の各地にあったはずのイノシシ・シカの被害については全く記すところがない。この書物の刊行(1707)の2年後の宝永6(1709)年に、前田藩では、「猪鹿狼多く出田畑荒し、人馬等えも懸り候節は、相窺いに及ばず玉込鉄炮にて打たせ申さるべく候事」(読み下し文とする。以下同様)と令して、そのような可能性を否定していない。こ

れはいわゆる「生類憐みの令」の廃止に伴うものではあるが、鳥獣活動に対する人類側の防御行動がきびしく制約されていた時期であるからには、加賀地方といえどもイノシシやシカは存在し、活動していたにちがいないのである。農書に被害についての記述がないということは、それらが棲息していなかったという証明とは全く別個のものと考えた方が当たっている。

なお、この布令について注意されることは、イノシシ・シカについてオオカミがあげられ、それ以外の野獣については言及されない点である。たとえばクマ、サルなどは、現在もかなりの個体数が棲息するにもかかわらず、全く記されていない。そのことは、これら布令の対象者として、山間部居住者をほとんど考慮せずに考えられていることを意味する。前田藩の記録類にこれら動物種が出現するのは、近世を通じて各1回であり、ほとんど言うに足りないと言ってよいであろう。その点からすると、本稿の如きは、本来野獣の棲息地とみなされる山地が除かれ、ほとんど丘陵地と平野部に限定されたものとなり、研究上きわめて不十分なものではあるが、現状としては資料の制約上、読者の許容を乞う以外にはない。

付け加えれば、同じく前田藩領とはいっても、能登は山が浅く雪が少なく、ことにイノシシ・シカの活動には有利な地域である。この点、加賀とは地域条件が大いに異なるから、研究対象地域に含めることには不都合な点が少なくない。しかしながら、野獣類はかなり広範囲の移動が可能であり、ことにイノシシ、オオカミについてはその可能性が大きいため、加賀地方との対照の意味も考慮して併せ記すこととした。

## II. 近世記録にみる野獣記事の周期性

加賀地方は近世の記録・史料類が比較的豊富であ

表1 近世農書にみえる野鳥獣害

書名	成立期	成立地	スズメ	カラス	キジ	ハト	ガン	カモ	諸鳥	イノシシ	シカ	サル	ウサギ	キツネ	ネズミ	モグラ
清良記	17C初	伊予									作荒し		作荒し			
百姓伝記	17C末	三河		麦タネ	麦タネ	麦タネ	稲, 麦タネ	稲, 麦タネ	稲	麦	稲	稲	麦	堤に穴		堤に穴
会津歌農書	1704	会津	諸作の実	瓜, 麦, 豆等	稲, 豆, ソバ	豆	麦の葉喰う		田畑作			豆, 稲等		瓜, 大豆	稲, 畑作, 畔に穴	作の根喰う
耕稼春秋	1707	加賀							ソバ種		山中穀物					畔損
農事遺書	1709	加賀		粟				苗代ぬく						肥料(糶)喰う		
豊年瑞相談	18C半	出羽		稲							田	田				
私家農業談	1788	越中	麻タネ				刈田	田植後の苗	苗代豆, 山田, 肥	田	田				畔穴	畔穴
開荒須知	1795	上野								年中五穀	麦苗, 五穀		五穀			
農家捷徑抄	1808	下野				作毛	麦作		作毛	作毛	作毛					
砂畠菜伝記	1831	筑前					芋苗, 瓜他									
農業蒙訓	1840	若狭			田	田			田	苗代, 秋田				(防除法)		(とり方)
村松家訓	1841	能登	稗		大豆タネ	ソバタネ, 大豆タネ				大豆苗	大豆苗		大豆苗			
軽邑耕作抄	1847	陸中	(防除法)	(防除法)										肥えを喰う		穴をあける
自家農事日記	1849	出雲		肥えを喰う												稲田
農具揃	1865	飛騨				大豆				ユリ, ツクイモ, エンドウ						

(塚本学, 1983による)

り、ことに金沢近郊については、多いばかりでなく、活字化され公開されているものが多いということでも、研究上有利といえる。その大部分は『加賀藩史料』に収録されているほか『石川県図書館協会叢書』<sup>3)</sup>として公刊された中にも多く含まれている。

これら史料を利用して、研究地域に出現した野獣による被害もしくはそれに対する対応策を、表2にまとめて示した。この表を一見して知られることは、イノシシ・シカが出没して農作物の被害が予想される時期には、オオカミの出現がきわめて稀であり、逆にイノシシ・シカの出現がさほど顕著でない時期に、オオカミが頻繁に出てきて里人に危害を加えるといった交代出現の現象が認められることである。いうまでもなく、季節的にみても、イノシシ・シカ

は農作物の熟する秋から冬にかけて出没する。これに対して、オオカミの出没は、5月から7月という初夏からの数ヶ月にみられる。この点で両者は季節的にも一致しないが、これは生態的なものであるから、いまここでは問題にしない。

年次的な両者の交代現象に関係するものとしては、表中に記入した冬季積雪期間(前年12月～翌年3月)における積雪深、ことに新雪の一日積雪量の大小が考えられる。北陸地方の積雪は日降雪量が大きい上に積雪密度も大きいので、体長に比して蹄面積の小さく足の長さが長いイノシシ・シカは、急速な積雪の増大に伴って行動速度が遅くなり、勢い雪の浅い平坦部や風陰に密集して、人間の発見・攻撃を受けやすくなる。史料の上からも、このような季節条件

表2 近世白山麓地域の野獣害略年表

西暦	元号	記事	備考	西暦	元号	記事	備考
1658	万治元	猪鹿を追立てることを命ず	大雪	1766	明和3	石川郡各村陷穽にて多数の狼を捕え、能美郡共67頭に及ぶ。(7月)	1763・1764大雪
1668	寛文8	能登南部狼出て子供11人害さる		1772	安永元	能登各村の猪を捕獲の為各村に銃を貸与す	
1674	延宝2	野々市の狼打留を指示(6月)		1774	安永3	前年より猪鹿能登を荒す	
1682	天和2	加賀石川両郡の狼を打払(7月)	1681大雪	1776	安永5	能美郡に猪鹿多し(10月)	1777大雪
1692	元禄5	金沢市街にて狼を突殺した武士追放さる(2月)		1789	寛政元	鹿群大雪のため山を降り獲らる	大雪
1693	元禄6	安宅浦の草刈少女狼に咬殺さる(7月)		1794	寛政6	猪1頭捕獲者に米1斗を賞す	1796大雪
1697	元禄10	豚を金沢市街に放つ(3月)		1797	寛政9	能登の猪捕殺の為山林下刈を命ず(9月)	1797大雪
1701	元禄14	河北郡御所村の狼を打たしむ(5月)捕獲隊の宿賃領収書あり		1801	享和元	能美郡の猪鹿狩の出動準備を命ず(1月)	
1709	宝永6	生類憐みの令廃止さる(4月)	1710大雪	1815	文化12	河北郡谷内村の狼を捕えしむ(5月)	1812大雪 1816大雪
1734	享保19		1719大雪	1818	文政元	河北郡・石川郡の大犬を追払わしむ(6月)	1818大雪
1736	21	3年連続降積雪多し	1721大雪	1819	文政2	能美郡釜清水村付近の猪鹿を追うため火薬を下付す(7月)、奥山30ヵ村に及ぶ	
1740	元文5		1724大雪	1828	文政11	加賀能登の猪鹿耕作を害す	1829大雪
1742	寛保2	この間降積雪大なり	1726大雪	1830	天保元	石川郡・河北郡大犬徘徊するを追わしむ(8月)	1832大雪
1750	寛永3	金沢城下にて猪を捕う。深雪なり		1834	天保5	金沢非人小屋に大犬死体を求め来る(5月)	1836大雪 1841大雪
1758	宝暦8	石川郡土清水村にて狼を捕う(12月)		1848	嘉永1	鶴来街道に出没する大犬を打捕らしむ(7月)	
1762	宝暦12	金沢城下に猪を捕う(1月)	前1761より大雪	1849	嘉永2	獵師の捕獲し得る野獣の種類を示す	
1763	宝暦13	犀川上流村々に狼荒れる(1月)	1756大雪				

(『加賀藩史料』ほかにより作成)

に大群の出現、あるいは村落、市街中に現れて多数捕殺された例がみられる。

後年になると、住民の側も藩の当局者も、冬季積雪が急増する時期を見はからってイノシシ・シカの防除準備のため、鉄砲弾薬を村落の責任者に貸与して捕獲を奨励する方策をとるようになる。たとえば享和元（1801）年正月に地方役人から能美郡の鶴川村その他に宛て指示した触書の一部を示すと、「雪積り次第、猪鹿狩取方の為、勢子、拙者共出役せしむべき旨近年申渡置候通りに候。然る所、旧冬より餘程雪積り候に付、追っけ出立の儀申談じ候ところ村々

の者共いささかも油断これ無き旨申聞け候云々。」とあって、積雪状況によってイノシシ・シカを攻撃する計画が立案準備されていることがわかる。

しかしながら、降積雪状況は地域によっても差が大きく、また、気象史料<sup>4)</sup>によっても地方の状態の詳細は正確を期しがたい。したがって、気象状況とイノシシ・シカの年代的増減関係との相関について明確な因果関係を論ずることは、現段階としては困難である。ただ、単年度における史料から、農作物の食害とイノシシ・シカの出没および降積雪量との間に、幾分の相関的な関係が存在するのではないかと

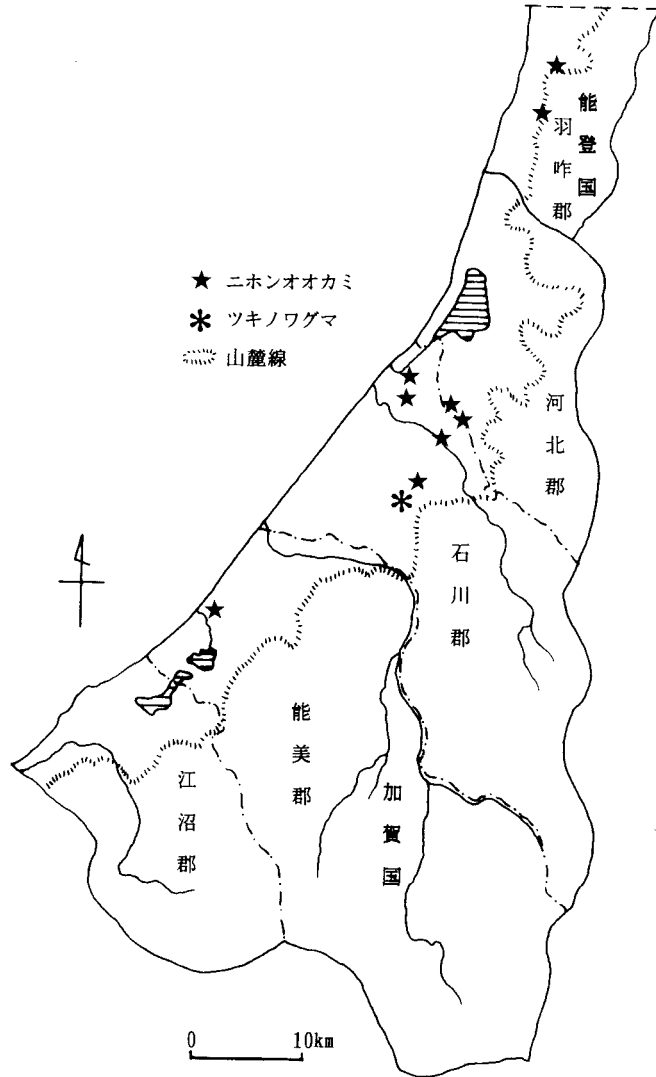


図1 慶安3（1650）年より宝永6（1609）年に至る野獣害分布

いう推論をなし得るというに止まる。

ところで、表2に示した野獣の出現ならびに活動状況の周期的もしくは隔年的変化の現象から、その現象が発生する原因もしくは理由には関係なく、単に年次的な交替期という点に注目すると、概ねつぎの4つに分けることができる。

1. 万治元(1658)年から宝永6(1709)年まで  
——オオカミの出現期
2. 宝永7(1710)年から宝暦7(1757)年まで  
——降積雪が多く、野獣活動のほとんどみられない時期

3. 宝暦8(1758)年から享和元(1801)年まで  
——イノシシ・シカの出現期

4. 享和2(1802)年から嘉永3(1850)年まで  
——イノシシ・シカとオオカミなどの活動が並行する時期

ここで注目されるのは、以上の交替間隔がほぼ50年という期間をおいていることであるが、これが何か確かな因子にもとづくものであるのか、あるいは全くの偶然によるのかは、目下のところ全く不明というほかはない。

いま、研究地域の中核的部分である能登半島の基

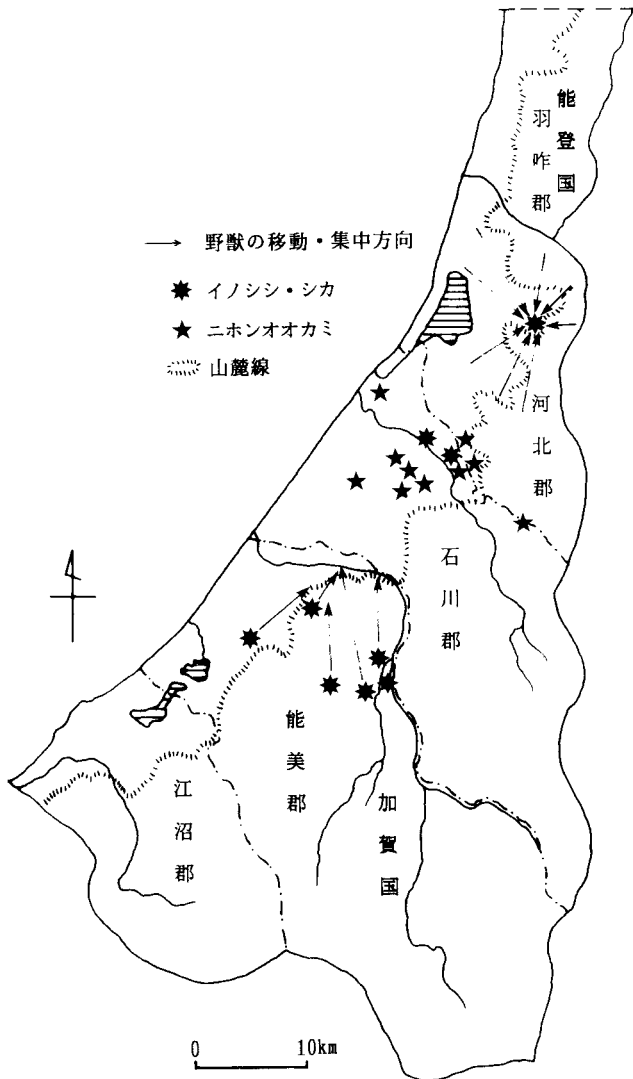


図2 宝暦8(1758)年より享和元(1801)年に至る野獣害分布

部から金沢を経て加賀能美郡にわたる範囲について、野獣害の出現した土地と野獣の出現種類とを、①、③、④の各期について示したのが、図1～3である。各図には、全期間にわたって共通の性質と、それぞれの時期ごとの特色とが認められよう。

まず、共通の性質として、野獣害の出現する地域は大きく3つの地区に集中している。すなわち、能登半島基部から河北郡にかけての地区、金沢市周辺、それに能美郡、小松市周辺という3地区である。この3地区に史料が集中し、その他の地区に史料がほとんど存在しない理由として、事実として野獣の出

現が見られなかったのか、あるいはそれぞれの地区ごとに藩の行政組織が異なる結果として、史料が地域ごとの偏りを見せるのかについては、目下のところ全く不明である。

つぎに時期ごとの特色をみると、第1期（図1）は野獣種類がほとんどすべてオオカミに関するものであることがあげられよう。イノシシ・シカについては、万治元年にそれについて言及しているから（表2）、出現が見られなかったわけではあるまいが、それに注意が向かなかったか、事実としてオオカミの出没が多かったのか、とにかくきわめて特殊な状況

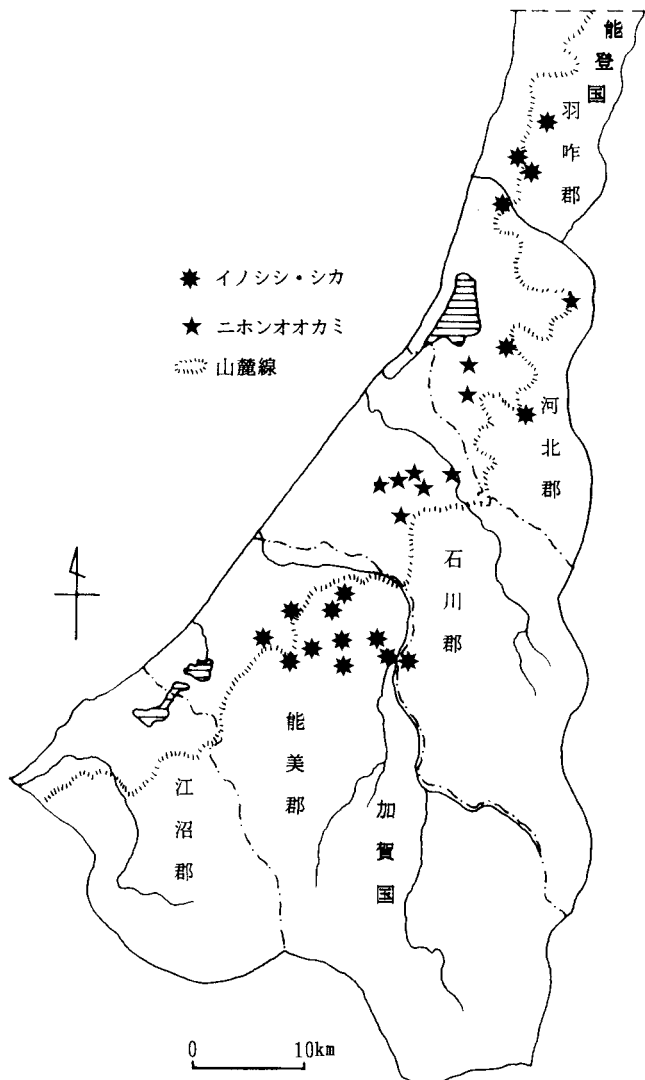


図3 享和2（1802）年より嘉永3（1850）年に至る野獣害の分布

があったとみられるのである。

第2期は野獣害の記録が全くみられない点で、特殊もしくは異常な時期とみなされる。その理由については、異常な降積雪期があったのではないかという疑問が提起される以外に、目下のところ何もいうことができない。

第3期(図2)はイノシシ・シカの活動が著しい時期で、同時に降積雪が相対的に少なかったことも考えられるが、そのみで状況を説明できるとはいえない。ことに金沢市近郊では相変わらずオオカミの出現が著しく、他の2地区とは著しく事情を異にするのである。

さらに第4期(図3)の傾向は上記のいずれとも異なって、イノシシ・シカの害もあり、他方オオカミも出現するという形となる。この内容として注目すべき点は、時期的には天保4(1833)年、同6(1835)年の凶荒と前後してこれら野獣の活動がみられることと、オオカミについては、後述するように、種類の点で第1～3期と異なる点が認められたのではないと思われる記述が散見することである。

以上、近世の白山麓地域、ことに丘陵から平野部にかけては、約50年ごとに野獣の出現状況に時期的な差異が著しく、またその種の上にも顕著な変動があつて、決して一定の被害程度で推移したものではない。ただし、その変動因子としては、イノシシ・シカについて降積雪の年次的変化が予想されるが、それ以外の因子は現在の史料からは論及することができない。

### III. 白山北麓地域におけるニホンオオカミ

#### (1) その被害

本研究の成果として、現在は絶滅したとみなされるニホンオオカミの、人的被害状況ならびに若干の生態について、多少の知見を得ることができた。本項ではこれらの資料を報告して参考に供したい。

オオカミの出没についての記事は、能登半島西部の地方で寛文8(1668)年5月に「幼少成年者共11人」を傷害したという報告が、『加賀藩史料』の初見であるが、その詳細な内容は不明である。ただ、その報告が遅れたため藩公が責任者の処罰を要求している点でこの種の被害が以前にはあまりないため、対応すべき諸手続きが敏速に行われなかったのではないかという推論もできる。

その6年後、金沢の西にある野々市村で狼打留の

手配がなされた。延宝2(1674)年6月の触書で「狼所の童子はがけ(齒掛け)候に付」、その捕獲のため鉄炮組を派遣することが記録されている。そのためにはオオカミを誘引する餌として「牛馬倒物」が入用だから、そのような家畜死体を差し出せというのである。

この方法は中央ヨーロッパの諸国でも、ごく一般的にヨーロッパオオカミの捕殺に使用されたもので<sup>5)</sup>、その点からみると、ニホンオオカミについてもその習性はヨーロッパオオカミと類似するものがあつたのであろう。ただ、北陸地方の農村において「牛馬倒れもの」が至極簡単に用に供せられる状況の可否については、かなり困難なことではなかったかと思われる。また、同じ触書は天和2(1682)年の石川・加賀両郡にも出されていて、牛馬死屍の徴集が容易でなかったことを考えさせる。

研究対象地域の住民に不幸であつたこととして、ちょうど近世の第1期、イノシシ・シカの活動が不振な時期を通じてオオカミの出没が盛んで、それを防除すべきであつたにもかかわらず、「生類憐みの令」のために、思うように出来なかつたということがある。藩士が市街に侵入した狼を鎗で突き殺して追放されたり、草刈りをしていた少女が狼に食い殺されたが親は死体を取り返しただけで、狼には全く手をふれることも出来ず、川向うの松原に毎日姿を見せる狼を眺めるだけといった記事が残っている<sup>6)</sup>。

それでも、藩は全く手をこまねいていたわけではなく、鉄炮隊を編成してオオカミ駆除につとめたいが、その成果については記録されたものが無い。おそらく前記の牛馬の死体などの準備が乏しく、成果があがらなかつたのであろう。

この時代をさかのぼる1～2世紀ころ、フランス王制下に定められていたオオカミ狩猟隊も、このような制度的弊害を、より甚しい形で表現したものであつた。以下、若干の類似点と相違点を述べてみる。

14世紀以来、フランス王は一般民衆が狩猟を行うことを禁じ、これに反した場合は罰金を課した。オオカミの害に対しては狼狩猟隊を組織し、種々の特権を与えて狼を捕殺せしめた。これは17世紀まで継続し、一部の狩猟隊は良心的に行動したものの、多くはその飼養する多数の狩猟犬や乗馬の食糧、隊員の宿泊、飲食などの経費を、すべて受益予定地区の住民あるいは狼の被害を受けた人々の負担として徴

集するという方式をとった。この状況はフランス革命時まで行われたという。もちろん、狩猟隊はきわめて効果的にオオカミを捕獲したという記述もあって、筆者としてはいずれが正しいかを知らない。しかしながら、国王専政下の直属かつ種々の特権をもつ狩猟隊の中に、必ずしも理想的な狼捕殺のみの任務を遂行しないものがあったとまでは推論してもよいと考える。

これにくらべて日本の17世紀末におかれた幕府もしくは藩の狩猟隊は、その効果は必ずしも民間猟師に勝っていたか否かは明らかでないが、フランスのそれほど一般農民の怨嗟を買うものではなかったようである。その資料として、元禄14(1701)年5月に河北郡御所村に出没する狼を退治するため派遣された2名の狩猟隊員が、その地に滞在して支払った経費の受取証明を紹介する。この種の史料はあまり多く示されていないと思われる。

「一ツ、二匁四分 御兩人分宿賃銀 但、御一人に付一夜二分宛五月八日より同十三日迄

右は当所狼打御用の為 泊り成され候宿賃銀 樋に請取申し候。此外御買懸り等も御座無く候。勿論押買も罷り成されず候。道具等も相違無く御座候。其の為かくの如くに御座候。以上。

己五月十四日 河北郡御所村肝煎 宗兵衛

岡本七郎左衛門 殿  
高桑 甚 助 殿

このような史料からみて、また藩としての面目上からみて、狼打の目的を果たしたかどうかはともかく、あまり狩猟隊員が我儘をはたらくということは無かったとみてよいのではなからうか。

第3期として指摘したイノシシ・シカの活動期のオオカミの状況は、さきに記した夏季を中心とするものと若干のちがいがみられるようである。宝暦8(1758)年に金沢の奥土清水に出現した狼は、12月14日という季節はずれの時期に出てきた。記事によれば「通例の狼にてはこれなく、足ことの外太く6寸(約20cm)廻り有り候由」となっている。同13(1763)年の狼も、やはり1月16日という真冬の季節に出て来て3人に傷を負わせた。これらがオオカミ出現の季節としてやや異常であったことは、明和3(1766)年7月の石川郡各所に出没するオオカミについての史料と比較すると明らかである。この両者は資料出所としていずれも「泰雲公御年譜」によっているか

表3 明和3(1766)年の狼捕獲数

地 区 名	捕 獲 頭 数
野 々 市	8
村 井	14
福 富	7
高 尾	4
押 野	1
松 任	9
-----	
小 計	43
-----	
その他石川郡	23
能美郡	1
合 計	67

(「泰雲公御年譜」により作成)

ら、史料としてのちがいによるものではない。

石川郡の狼による被害は、6月に御供田村で子供を襲い負傷あるいは食い殺し、7月には蓮華寺村で14歳の男子、17歳の女子を食い殺し、他に多くの負傷者を生じた。これらの被害に対して、狼狩の組が4組計102人出動している。この結果、捕殺した狼の場所と頭数とは表3の通りである<sup>7)</sup>。注記されることによると、このときの狼には形の大きいもの、また豺(ヤマイヌあるいはノイヌ、すなわち野生犬と思われる)ともいうべき、「地犬より小さきもの」も混じっていたとある。これらは8月以降はどこに行ったか全く行方がわからなかったが、翌明和4(1767)年7月には再び石川郡に出現、小柳村、大平等野などで人を8人害している。この時点で当地方に出現したオオカミには雑種化の徴候が認められると判断されるが、それがどのような条件に基づくかは明らかでない。

この後しばらくはオオカミの被害が絶え、安永5(1776)年までイノシシ・シカの大被害がみられることになる。そして翌年、翌々年には大積雪によって、イノシシ・シカは里に逃避して全滅させられる。オオカミの被害は文化12(1815)年まで報告がなくなる。以後どういうわけか狼の文字は用いられず、「大犬」と書かれた史料がすべてとなる。これは訓みとしてはオオイヌもしくはオイヌという地方民の呼称<sup>8)</sup>にあてた文字と解されるが、同時に古来の狼と多少とも形や生態にちがいが認められるようになったのではなからうかという疑問が、前記の史料の記述からうかがわれる。大犬出没の記事は、石川郡の



鶴来街道沿い、金沢の奥土清水火薬製造所などに、嘉永元（1848）年まで記録されている。

## （2）その生態

直良信夫は『日本産狼の研究』<sup>9)</sup>の中で、狼の骨格の研究から、近世まで生き残った日本狼には大小2つの型があり、一般的な型は大陸産のオオカミ（チョウセンオオカミ、シベリアオオカミなど）より小さいが、在来家犬やその野生化したものよりは大きく、ことに臼歯の大きいことが顕著な特徴であるという。ただし、それらの体型上の大小の偏異もかなりあって一定の規格に近いとはいえないが、大型のものは古代以後、漸次消滅に向かったとされる。

なお、関東の秩父、丹沢などの山地で捕獲されたものと比較して、福井県産の1頭は体型が大きいというが、ただ1頭であるから、これによって本論文の史料の記載を云々することは控えた方がよいであろう。

さて、白山北麓地域、ことに金沢周辺のオオカミの生態としてまず認められるのは、その人里に出現し人畜に被害を及ぼす季節が、旧暦の5月から7月にかけての約3ヵ月であるという点である。2、3の特例を除いてすべてこの季節であり、その行動は集団的であるように思われる。ヨーロッパオオカミでは子を産むのは春季とされ、5～6頭以上の群れをつくって家畜や敵を襲い食物を得るのは厳冬とされている。この点でニホンオオカミの人里に出現する季節とは、類似しているようには思われない。

明和3（1766）年の記事は7月10日に記されたもので、「このごろ」とあるから、6月下旬ころと想定されるが、その子育てに関して注目すべき事柄が述べられている。「田上道牛坂あたりの竹藪の中に狼が子を産んでいる。雌雄二頭が生れて親狼は昼は隠れていて毎夜やって来ては乳を与えるということだ。もっとも、そうはいつでも人間に害を与えたりしないので、近所の者が食物を与え、また見物に行く者もあって大そう人に馴れており、家犬と同じように人間を怖れない。こんな狼が人家近くに子を産んでいるのは珍しいことである。」

また、同じ報告の中に、「これらの野獣は狼であると申す者もあり、また豺（ヤマイヌ）と申す者もある。極めて大きな狼もままあるが、また地犬より小さいのもあるということで、八月に入ってどこへ行っただものやら、ぱったり噂にならなくなった。はじめ

は越前方面から人に追われて来たとも言い、又山の中から越えて来たとも言って、五、六十頭の群で各所を移動して犀川のあたりにうろつくようになったのである。」とも記されている。

さらに、後の文政元（1818）年にも、6月上旬に大犬（狼）が金沢付近に出没するようになり、石川郡では野々市、高尾あたり、河北郡の御所、森下などで姿を見るようになった。また、金沢では本多安房守の屋敷内でも2、3度見かけた者があり、夜中だったのではっきりしないが、地犬とはちがって余ほど大きく飛び上って走ったという、と記載されている。

これらの記事からみて、ニホンオオカミは季節的な移動を行い、その途中で金沢近傍を通過し、その時期が出産、育児のための求餌を必要としたのではなからうか。

天保元（1830）年にも大犬（狼）の記事が、8月23日という季節はずれの時期に、河北郡筋谷村についてみられる。この時は同時に石川郡西市ノ瀬村ではイノシシが、また河北郡朝ヶ屋村ではシカの群れが出現しており、すべて鉄炮、玉薬を配布して追い払うことが命ぜられている。こうした野獣群の相互離隔も、これまではなかったことで、農民の観察が詳細になったのか、何かの異常が各動物の感覚に異なった作用を及ぼしたのかはわからないが、注目される現象といえる。

しかしながら、大犬（狼）の生態がもっともよく発揮されたとみられるのは、天保4、5、6年と続く飢饉時の動向であろう。

天保4（1833）年3月には、従来猪の食害が大きいため1頭を捕獲すれば米1斗を与えていたが、被害はさほどでなかったとみたか、賞与米を半減した。これは猪害防除の意欲をそいだらしい。そのためか天保4年の収穫は著しく低下し、翌5年春から餓死、病死者が多数出て、それを埋葬したところに「大犬」が群れ集まって死骸を掘り出して食うという事態となったのである。このことは天保5（1834）年の5月15日の「毎日帳抜書」が初見で、例年オオカミ出現の季節と一致している。

これは埋葬法によるもので、ただオオカミが餓狼として考えられていたわけではない。はじめは火葬していたのが14、5名も1日に死亡しはじめ、棺箱も足りぬようになって、1つの墓穴に30人ほどまとめて埋めるようになったことが原因であると記し

た史料もある。人の死体を食べて味を覚えた中には、一般の家で飼う地犬もまじるようになり、中には幼児を食い殺すものもみられたという。このため墓地周囲に足軽を配置し、昼夜空砲を発して大犬を追い散らすという対策がとられた。これがいつまで続いたかは記録されていないが、おそらく飢饉が終結する天保6年秋までではなかったろうか。この年11月に郡方御触として、改めて地域ごとに鉄砲の使用取締りが示されているのである。

これらについて注意されるのは、多くの野獣防除について幕末まで前田藩では捕殺については禁止はしないものの、鉄砲使用はおどし打を指示している。何か事情があったのであろうが、その理由は明示されていない。

#### IV. 今後の課題とその研究法

本稿は、現代では人類によって圧迫を受けることの少ない白山北麓地域の野獣行動について、それぞれの種の生態と北陸地方の天然現象とのかかわりを一種の行動法則として明らかにしようという目的をもって研究した、1年間の研究成果の一部である。多少の事実は知り得たけれども、目的からは遥かに遠い。

一つの欠点は文書資料の制約であって、これを突破する方法を求める必要が大きい。地方文書の発見、解読が一つの端緒となろう。ただし、これは個人の力ではほとんど不可能に近く、多くの郷土史家の協力がまたねばならない。

いま一つの方法は、同一種の動物行動の記事を各地方の史料から求め、それらを対比考察して土地ごとの条件を考慮しつつ共通点を求めることであるが、これについても個人的研究には限界があり、より多くの研究者の協力が当然期待されなくてはならない。また、本稿で若干試みたような近縁種の生態との比較も不可欠である。

気象史料の不備は覆うべくもないが、この種の自然環境史料についても、より確実なものを求めねばなるまい。これらはそれぞれの専門分野の研究者の教示にまつところが大きい。

(千葉県立中央博物館客員研究員)

#### 〔注〕

- 1) 『加賀藩史料』は前田家およびその家士の記録類から、編年体で主要な藩内の政治的事件を記述したもの。藩の成立より明治4年廃藩に至る。
- 2) 塚本 学 (1983)：『生類をめぐる政治』平凡社 259～262頁。
- 3) 加賀・能登・越中の地誌、名所旧跡、人物、文学、歴史などにかかわる記録類が集められている。
- 4) 主として中央气象台・海洋气象台編：『日本の気象史料 第7編 雪』原書房 (1939復刻) 568～606頁を参考にした。
- 5) Claude-Catheriene & Gilfes 著・高橋正雄訳 (1989)：『狼と西洋文明』八坂書房、281頁、および Daniel Dubois 著・高橋正雄訳 (1991)：『狼と人間—ヨーロッパ文化の深層—』平凡社、286頁の2著を主に参照した。両著はそれぞれ長短相補うところがある。
- 6) このときの傷所改め書が『小松史』史料篇に記載されている。7ヵ所の爪跡、咬傷中で致命的な傷は左右の頸動脈を咬んだ2ヵ所に過ぎず、これはヨーロッパオオカミの習性と同一であるといつてよかろう。
- 7) この時のオオカミの捕獲方式は、狩猟隊によるものはわずかで、大半は各村が設けた陷阱にかかって捕えられたものであった。「牛馬倒れもの」の蒐集が困難であったために、代わって考案されたものと思われるが、詳細な装置は不明である。
- 8) 東北地方ではオオカミという呼称は稀で、一般住民はほとんどオイヌまたはオイノを使用していた。
- 9) 直良信夫 (1965)：『日本産狼の研究』校倉書房、82～84頁。

#### 〔付記〕

本研究については、石川県自然保護研究会の研究費を使用した。記して謝意を表す。また、日本人と動物の関係研究会での発表に関し討議に参加し意見を述べられた河合雅雄以下の各位に厚く御礼申し上げます。